

令和5年度滝沢市保育所・認定こども園(保育所機能)の保育料表 (2号・3号)

(単位:円)

○母子世帯等以外の保育標準時間保育料(月額)

階層	定義	第1子(保育標準時間)			第2子(保育標準時間)			
		3歳未満	3歳	4歳以上	3歳未満	3歳	4歳以上	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	
B0	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	
B1	市町村民税の課税世帯であつてその市町村民税額が次の区分に該当する世帯(令和4年度)	均等割の額のみ	5,400	0	0	2,700	0	0
B2		所得割の額が48,600円未満	7,400	0	0	3,700	0	0
B3		所得割の額が48,600円以上54,600円未満	10,600	0	0	5,300	0	0
B4		所得割の額が54,600円以上57,700円未満	14,000	0	0	7,000	0	0
B5		所得割の額が57,700円以上59,400円未満	14,000	0	0	7,000	0	0
B6		所得割の額が59,400円以上77,101円未満	17,600	0	0	8,800	0	0
B7		所得割の額が77,101円以上78,600円未満	17,600	0	0	8,800	0	0
B8		所得割の額が78,600円以上97,000円未満	21,600	0	0	10,800	0	0
B9		所得割の額が97,000円以上115,000円未満	26,000	0	0	13,000	0	0
B10		所得割の額が115,000円以上133,000円未満	30,000	0	0	15,000	0	0
B11		所得割の額が133,000円以上169,000円未満	36,000	0	0	18,000	0	0
B12		所得割の額が169,000円以上268,000円未満	42,000	0	0	21,000	0	0
B13		所得割の額が268,000円以上301,000円未満	47,100	0	0	23,550	0	0
B14		所得割の額が301,000円以上397,000円未満	51,600	0	0	25,800	0	0
B15		所得割の額が397,000円以上	66,000	0	0	33,000	0	0

○用語解説

・保育標準時間:施設を最大11時間利用する保育標準時間認定を受けた子ども

・母子世帯等:母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の属する世帯又は身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童又は国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の支給者に属する世帯

4月から8月分保育料(前期賦課):令和4年度市町村民税により算定
9月から3月分保育料(後期賦課):令和5年度市町村民税により算定

○備考

- 市民税所得割額は、寄附金控除・配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・特定増改築住宅借入金等特別控除をする前の額となります。
- 2.9月1日から翌年3月31日までの間に支給認定子どもが特定教育・保育を受けた場合におけるこの表の適用については、同表中「令和4年度」とあるのは、「令和5年度」となります。
- 3.児童の年齢は、令和5年4月1日の前日の満年齢を適用します(年度の途中で誕生日を迎えても変更となりません)
- 4.所得税・市民税について、修正申告をした場合は、保育料が変わる場合がありますので、変更後税額がわかる書類を提出願います。
- 5.祖父母等と同居している場合で、父母の収入額が生活保護制度の最低生活費以下と判断される場合は、祖父母等のうち家計の中心となる方の課税額により保育料を決定することがあります。
- 6.保育料は、同一世帯における児童の人数、学齢、施設の利用状況によって下記の軽減措置があります。
 - (1)小学校就学前の年長子どもから順に2人目以降の子どもが保育施設等を利用している場合(※)、利用者負担の額が2人目の子どもにあつては半額、3人目以降は無料となります。ただし、市民税の所得割課税額が57,700円未満の世帯で、年齢や保育施設等の利用(※)に関わらず、保護者が監護する生計が同一の子ども等(実子・養子等)を含め第何子かを算定し、2人目の子どもにあつては保育料が半額、3人目以降は無料となります。
 - (2)市民税額の市民税所得割課税額が77,101円未満の母子世帯等:市民税の所得割課税額が77,101円未満の母子世帯等は、年齢や保育施設等の利用(※)に関わらず、保護者が監護する生計が同一の子ども等(実子・養子等)を含めて第何子かを算定し、2人目以降の子どもにあつては保育料が無料となります。
 - (3)B1階層からB15階層の世帯で同一世帯の年長児童から順に第3子以降の子どもが入園している場合、当該児童の保育料は、当該階層額の半額とする。
- ※ 保育所・幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設通所部に入所又は家庭的保育事業等・児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している場合
- 7.利用する施設によって、保育料以外に、施設の運営に係る経費などの特定負担額や、教材費などの実費徴収を求めることがあります。
- 8.未申告等により市町村民税額が確認できない場合は、暫定保育料として最高額の保育料を負担していただきます。
- 9.保護者が離婚協議や別居等をしている場合でも、離婚が確定していない場合は父母の市民税所得割額を合算し保育料を算定します。ただし、住民票上別居しており、離婚調停の事実が確認できるもの(調停期日通知書の写し等)の提出がある場合は父又は母のみの市民税所得割額で保育料を算定します。
- 10.DVや児童虐待を受けている場合、DVや児童虐待の事実が確認できるもの(保護命令、DV証明書の写し等)及び申請者と児童が社会保険上、配偶者の扶養に入っていないことがわかるもの(又は申請者と児童のみ国民健康保険に加入している等)の提出がある場合は父又は母のみの市民税所得割額で保育料を算定します。

令和5年度滝沢市保育所・認定こども園(保育所機能)の保育料表 (2号・3号)

(単位:円)

○母子世帯等以外の保育短時間保育料(月額)

階層	定義	第1子(保育短時間)			第2子(保育短時間)			
		3歳未満	3歳	4歳以上	3歳未満	3歳	4歳以上	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	
B0	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	
B1	市町村 民税 の課 税世 帯であ つてそ の市町 村民税 額が次 の区分 に該当 する世 帯(令 和4年 度)	均等割の額のみ	5,400	0	0	2,700	0	0
B2		所得割の額が48,600円未満	7,300	0	0	3,650	0	0
B3		所得割の額が48,600円以上 54,600円未満	10,500	0	0	5,250	0	0
B4		所得割の額が54,600円以上 57,700円未満	13,800	0	0	6,900	0	0
B5		所得割の額が57,700円以上 59,400円未満	13,800	0	0	6,900	0	0
B6		所得割の額が59,400円以上 77,101円未満	17,400	0	0	8,700	0	0
B7		所得割の額が77,101円以上 78,600円未満	17,400	0	0	8,700	0	0
B8		所得割の額が78,600円以上 97,000円未満	21,300	0	0	10,650	0	0
B9		所得割の額が97,000円以上 115,000円未満	25,600	0	0	12,800	0	0
B10		所得割の額が115,000円以上 133,000円未満	29,500	0	0	14,750	0	0
B11		所得割の額が133,000円以上 169,000円未満	35,400	0	0	17,700	0	0
B12		所得割の額が169,000円以上 268,000円未満	41,300	0	0	20,650	0	0
B13		所得割の額が268,000円以上 301,000円未満	46,300	0	0	23,150	0	0
B14		所得割の額が301,000円以上 397,000円未満	50,800	0	0	25,400	0	0
B15		所得割の額が397,000円以上	64,900	0	0	32,450	0	0

4月から8月分保育料(前期賦課):令和4年度市町村民税により算定
9月から3月分保育料(後期賦課):令和5年度市町村民税により算定

○用語解説

- ・保育短時間:施設を最大8時間利用する保育短時間認定を受けた子ども
- ・母子世帯等:母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の属する世帯又は身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童又は国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の支給者に属する世帯

○備考

- 市民税所得割額は、寄附金控除・配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・特定増改築住宅借入金等特別控除をする前の額となります。
- 2.9月1日から翌年3月31日までの間に支給認定子どもが特定教育・保育を受けた場合におけるこの表の適用については、同表中「令和4年度」とあるのは、「令和5年度」となります。
- 3.児童の年齢は、令和5年4月1日の前日の満年齢を適用します(年度の途中で誕生日を迎えても変更となりません)
- 4.所得税・市民税について、修正申告をした場合は、保育料が変わる場合がありますので、変更後税額がわかる書類を提出願います。
- 5.祖父母等と同居している場合で、父母の収入額が生活保護制度の最低生活費以下と判断される場合は、祖父母等のうち家計の中心となる方の課税額により保育料を決定することがあります。
- 6.保育料は、同一世帯における児童の人数、学齢、施設の利用状況によって下記の軽減措置があります。
(1)小学校就学前の年長子どもから順に2人目以降の子どもが保育施設等を利用している場合(※)、利用者負担の額が2人目の子どもにあつては半額、3人目以降は無料となります。ただし、市民税の所得割課税額が57,700円未満の世帯で、年齢や保育施設等の利用(※)に関わらず、保護者が監護する生計が同一の子ども等(実子・養子等)を含め第何子かを算定し、2人目の子どもにあつては保育料が半額、3人目以降は無料となります。
(2)市民税額の市民税所得割課税額が77,101円未満の母子世帯等:市民税の所得割課税額が77,101円未満の母子世帯等は、年齢や保育施設等の利用(※)に関わらず、保護者が監護する生計が同一の子ども等(実子・養子等)を含めて第何子かを算定し、2人目以降の子どもにあつては保育料が無料となります。
(3)B1階層からB15階層の世帯で同一世帯の年長児童から順に第3子以降の子どもが入園している場合、当該児童の保育料は、当該階層額の半額とする。
※ 保育所・幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設通所部に入所又は家庭的保育事業等・児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している場合
- 7.利用する施設によって、保育料以外に、施設の運営に係る経費などの特定負担額や、教材費などの実費徴収を求めることがあります。
- 8.未申告等により市町村民税額が確認できない場合は、暫定保育料として最高額の保育料を負担していただきます。
- 9.保護者が離婚協議や別居等をしている場合でも、離婚が確定していない場合は父母の市民税所得割額を合算し保育料を算定します。ただし、住民票上別居しており、離婚調停の事実が確認できるもの(調停期日通知書の写し等)の提出がある場合は父又は母のみの市民税所得割額で保育料を算定します。
- 10.DVや児童虐待を受けている場合、DVや児童虐待の事実が確認できるもの(保護命令、DV証明書の写し等)及び申請者と児童が社会保険上、配偶者の扶養に入っていないことがわかるもの(又は申請者と児童のみ国民健康保険に加入している等)の提出がある場合は父又は母のみの市民税所得割額で保育料を算定します。